

令和5年10月からの生活保護基準改定について

生活保護基準については、国の「社会保障審議会 生活保護基準部会」における検証結果に基づくとともに、現在の物価高騰等を踏まえ、臨時的・特例的な措置として、当面2年間（令和5～6年度）は、現行の保護基準を維持したうえで改定が行われることになりましたので、お知らせします。

なお、令和7年度以降の生活保護基準は、国において改めて検討する予定であり、国から内容が示された後に改めてお知らせします。

○ 改定の内容

今回の改定は、

- ・ 基準部会の検証結果（世帯員の年齢や人数に応じて、これまでの金額から上がる場合も下がる場合もある。）に基づく生活保護基準に、世帯員一人当たり月額1,000円を加算する。
- ・ 上記加算を行っても、なお現行の基準額から減額になる世帯は、現行の基準額を保障するとされています。

この結果、**令和5年10月からの生活扶助費は、9月以前と比べて増額又は同額になります。**

- ★ 増額となる世帯には、「基準額を改定します。」という記載のある保護決定通知書を同封しています。
- ★ 同額のままの世帯には、基準額の変更を理由とする保護決定通知書は送付しません。

【生活扶助費の具体例】

以下で示すのは、基準改定前後の生活扶助費の具体例です。児童養育加算、母子加算以外の各種加算や住宅扶助等は含まれていません。

また、収入がある場合には、収入認定額を差し引いた金額が実際の支給額になります。不明な点がありましたら、担当ケースワーカーにおたずねください。

世帯類型（世帯員の年齢）		令和5年9月まで （これまでの金額）	令和5年10月以降
例1	単身世帯(68歳)	76,880円	76,880円
例2	夫婦世帯 (68歳、68歳)	119,920円	120,900円
例3	夫婦と子1人世帯 (33歳、29歳、4歳)	156,990円	163,090円
例4	ひとり親と子1人世帯 (30歳、8歳)	150,960円	151,190円